

■理容所において講ずべき措置の基準 (法第12条)

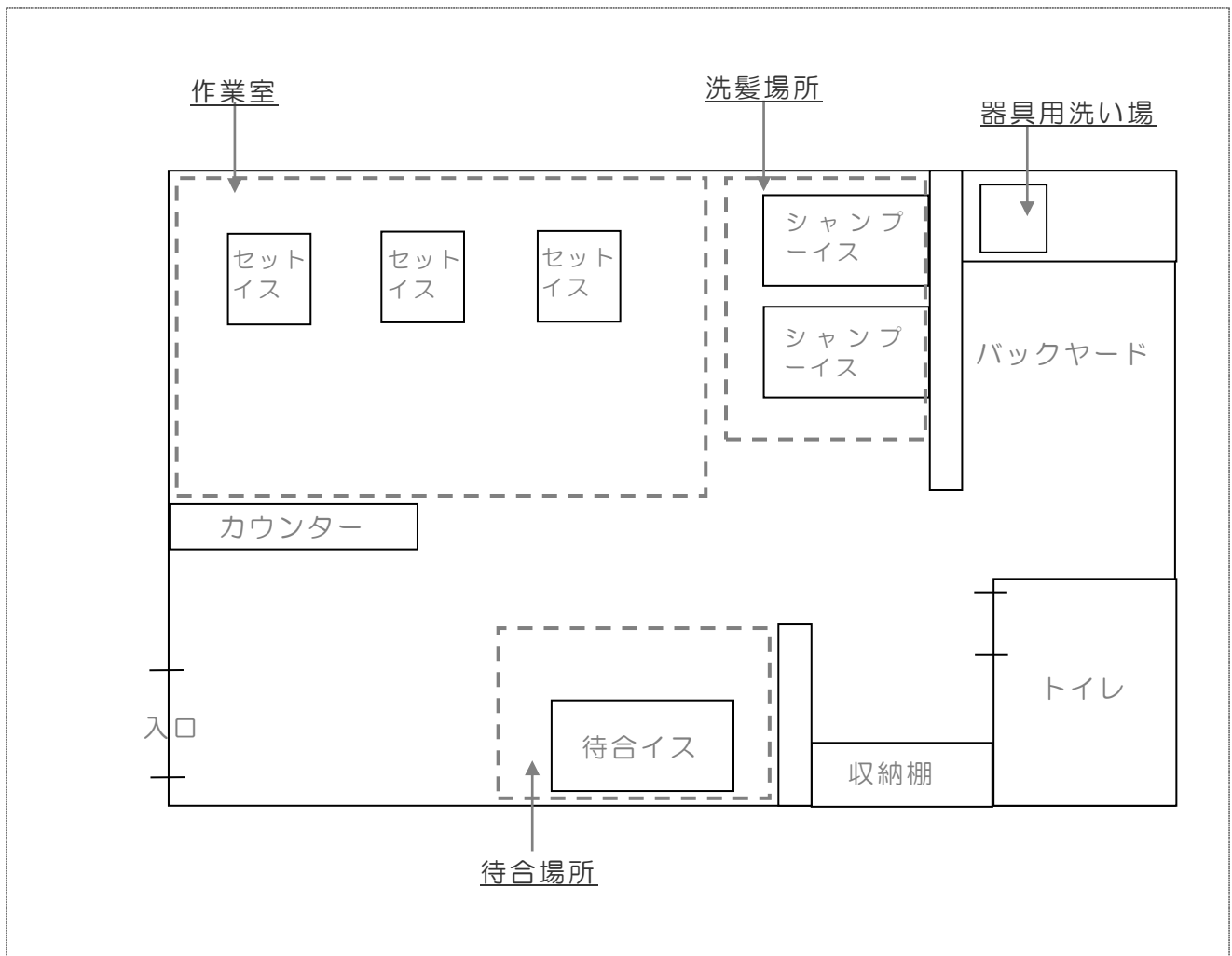
開設届を提出される際には、理容所が以下の基準に適合している必要があります。

(1)常に清潔に保つこと (省令第26条)			
(1)	床、腰板の材質は不浸透性材料 コンクリート、タイル、リノリューム、板等		<input type="checkbox"/>
(2)	洗場は、流水装置であること ※洗髪設備と別に器具洗浄用の洗い場が必要です。		<input type="checkbox"/>
(3)	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること		<input type="checkbox"/>
(2)消毒設備を設けること 消毒は、器具を十分に洗浄した後以下のいずれかの方法で行うこと。 (省令第25条)			
(1)	イ	煮沸(沸騰後2分以上)	<input type="checkbox"/>
	ロ	エタノール水溶液中★に浸漬(10分以上) ★76.9%以上81.4%以下	<input type="checkbox"/>
	ハ	次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に浸漬(0.1%以上、10分以上)	<input type="checkbox"/>
(2)	(1)以外の器具		
	イ	紫外線照射(85μW/cm ² 以上、20分以上)	<input type="checkbox"/>
	ロ	煮沸(沸騰後2分以上)	<input type="checkbox"/>
	ハ	湿熱への接触(80℃超、10分以上)	<input type="checkbox"/>
	ニ	エタノール水溶液★中に浸漬(10分以上)、又はエタノール水溶液★含浸綿、ガーゼによる器具表面のふき取り	<input type="checkbox"/>
	ホ	次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に浸漬(0.01%以上、10分以上)	<input type="checkbox"/>
	ヘ	逆性石ケン水溶液中に浸漬(0.1%以上、10分以上)	<input type="checkbox"/>
	ト	グルコン酸クロルヘキシジン水溶液中に浸漬(0.05%以上、10分以上)	<input type="checkbox"/>
チ	両性界面活性剤水溶液中に浸漬(0.1%以上、10分以上)	<input type="checkbox"/>	
(3)採光、照明及び換気を充分にすること (省令第27条)			
(1)	【採光及び照明】 作業面(理容の直接の作業)の照度は、100lx以上		<input type="checkbox"/>
(2)	【換気】 理容所内の炭酸ガスの量は、5cm ³ /L(5,000ppm)以下		<input type="checkbox"/>
(4)その他市が条例で定める衛生上必要な措置 (市条例第3条)			
(1)	理容所は、区画を設け、居室と区別すること		<input type="checkbox"/>
(2)	作業室(※待合場所を除く。)の面積は、6㎡以上		<input type="checkbox"/>
(3)	作業室※に置くことができる理容用椅子の数は、作業室※の床面積が6㎡の場合は1脚まで。6㎡を超える場合は、4㎡増えるごとに1脚増やすことができる。		<input type="checkbox"/>
	◎理容椅子の数に対する必要な面積の算定 必要な面積(㎡) = 6(㎡) + 4 × (椅子(脚) - 1) 〔例〕 1脚⇒6㎡、2脚⇒10㎡、3脚⇒14㎡、4脚⇒18㎡.....		<input type="checkbox"/>
(4)	作業室※に流水式の洗髪設備を設けること ★洗髪設備の設置が必要ない施設 ・顔そり専門店等の頭髪に係る施術を行わない施設等 ・カット行為を行わないセット専門店等		<input type="checkbox"/>
	皮ふに接する布片及び器具は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別して収納する適当な容器を備えること 〔皮膚に接する器具〕 クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり その他の皮膚に直接接触して用いられる器具		<input type="checkbox"/>
(6)	自動車に設備を設けて業を行う理容所にあつては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること		<input type="checkbox"/>

★作業室の面積と理（美）容イスの設置可能数

理容所		美容所	
作業室の面積 (㎡)	イスの数	作業室の面積 (㎡)	イスの数
6 以上	1	9.9 以上	4
10 以上	2	11.9 以上	5
14 以上	3	13.9 以上	6
18 以上	4	15.9 以上	7
22 以上	5	17.9 以上	8
26 以上	6	19.9 以上	9
30 以上	7	21.9 以上	10
34 以上	8	23.9 以上	11
38 以上	9	25.9 以上	12
42 以上	10	27.9 以上	13
以降+4㎡ごと	+1	以降+2㎡ごと	+1

★理（美）容所平面図の記入例



■理容業の衛生措置について (法第9条)

理容の業を行うときは、衛生上の措置(下記)を講じなければなりません。

(1)皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。

(2)皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。

〔皮膚に接する器具〕

クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり

その他の皮膚に直接接触して用いられる器具

(3)その他市条例で定める措置 (市条例第2条)

(1)	手指は、客1人ごとの作業着手前に石けんで洗うこと	<input type="checkbox"/>
(2)	首巻き、まくらあて等皮ふに接する紙製品を使用する場合は、客1人ごとに新しいものと取り替えること	<input type="checkbox"/>
(3)	毛そりに使用する石けんは、粉末又は液状のものを使用し、客1人ごとに取り替えること	<input type="checkbox"/>
(4)	薬品、化粧品等は、安全なものを適正に使用すること	<input type="checkbox"/>
(5)	理容所以外の場所で理容業を行うときは、消毒器具及び消毒薬品等を携行すること	<input type="checkbox"/>